

令和8年4月30日

保護者 様

川崎市立鷺沼小学校
校長 小林 美代

大規模な風水害による緊急避難場所開設及び学校の臨時休業等の措置について（お知らせ）

新緑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのことと存じます。日ごろから、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和6年8月の台風襲来時には、多くの市立学校において緊急避難場所が開設され、各地域で市民の方が緊急避難場所を利用されました。また、緊急避難場所の閉鎖後には、その後の教育活動の安全確保のための様々な点検等を要する事態となりました。

今後同様の災害が発生し、市立学校で緊急避難場所を開設した場合や臨時休業等の措置については次のとおり、教育委員会事務局から示されましたのでお知らせいたします。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

<臨時休業について>

- (1) 神奈川県内のいずれかの市町村等に「特別警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」（以下「特別警報等」という。）のいずれかが午前6時の時点で発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、当日を臨時休業とします。
- (2) 特別警報等が発表されていない場合でも、児童生徒及び教職員に危険が及ぶ可能性がある場合には、人命を最優先に、教育委員会事務局と協議の上、臨時休業を判断します。
- (3) 午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で、市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。
- (4) 緊急避難場所が開設された場合、実際に大規模な避難があり、翌日からの教育活動が困難だと判断した場合にも、教育委員会事務局と協議の上、臨時休業を判断します。
- (5) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。
- (6) 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

<臨時休業について>

(1) 登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、各ご家庭で学校からのミマモルメ配信を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりします。

※小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休業室となります。